

会員各位

鹿児島県行政書士会 会長 鎌田 敬



### 特定行政書士考査の終了について

標記の件、平成27年10月4日(日)14時から全国一斉に行われ無事終了致しました。受験された50名の皆様、お疲れ様でした。

今回は、昨年6月に成立した改正行政書士法により創設され、行政不服申立ての代理権を付与される特定行政書士の認定を行うための研修を本年7月と8月に鹿児島市内と奄美大島で行い、その研修を修了された方の考査を実施しました。

この特定行政書士制度の創設により、官公署に提出する書類等の作成・提出を行うことを業とし、行政に関する手続きを熟知する行政書士が、行政不服申立てまで一貫して取り扱えることとなれば、国民利便の一層の向上に資することとなり、また、行政書士の専門的知見と経験を行政不服申立てに活用することにより、簡易迅速な手続きによる国民の権利利益の救済にもつながると各方面から期待されています。

来年度以降も特定行政書士認定の研修、考査を行って参りますので、会員各位の積極的な参加をお願い致します。

以上

<使用した職務上請求書の番号は事件簿に必ず記録しなければなりません>  
<戸籍・住民票の請求のみを目的として職務上請求書を使用することはできません>  
<作成した書類には、記名して職印を押すことが義務付けられています>  
<鹿児島県暴力排除の条例を遵守します>